

平成21年度第1回「あいち森と緑づくり委員会」

- 1 日 時 平成21年5月25日（月）午後1時から4時まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂 大会議室
- 3 出席者 あいち森と緑づくり委員会 委員9人
服部委員、浅野委員、天野委員、田村委員、長谷川委員、
原田委員、堀田委員、丸山委員、眞弓委員
オブザーバー 設楽町加藤町長
農林水産部農林基盤担当局長 青木局長他 事務局担当職員
- 4 議事(要約)等 以下のとおり
 - 1) 農林水産部農林基盤担当局長あいさつ
青木局長
 - 2) 議事
○議題1「平成20年度事業の結果について」
〈事務局から資料1により説明〉

(委員長)

森林のモデル事業は、設楽町でも行われたようなので、今回オブザーバーとしてご参加の加藤町長さんにお話しをいただきたい。モデル事業の感想や意見、あわせて三河山間部における森林、林業の現状やこの事業に対しての思いなど、お話しいただきたい。

(加藤設楽町長)

新城市、設楽町、東栄町、豊根村の4市町村では広大な面積、市町村土の90%にあたる森林を抱えている。その大半がスギ・ヒノキ人工林。

土砂災害が心配、地球温暖化防止機能、水源のかん養機能も。

山間部にとっても都市部にとっても、本事業を成功させることが重要。

今年3月に森づくり条例を制定した。

設楽町内の国道沿いでモデル事業を行った。山が明るくなった。冬場の道路の凍結も防げる。PRをしっかりとすれば県民の理解は得られる。

平成18年度の「森と緑づくりのための税制検討会議」は6回開催された。森や緑の重要性や役割は理解された。しかし、新しい税の創設については厳しい意見もあった。

私の若い頃は木材の値段が高かった。山の木のおかげで生きて行けた。私も助かった。この時はほとんどの山林所有者が必要な山の手入れをきちんとしていた。その後外国の木材が安く輸入され、山の木を伐らなくなった。そうすると山に関心がなくなって手入れをしなくなってきた。植林後 30～50 年生が多くて、必要な手入れをしていないので、山の状態が悪くなり、山崩れの心配も出てきている。今回の新税の導入はぎりぎりのタイミング。個人負担がないといっても、森林の所有者、市町村と森林組合、県と一体となってやらなくてはならない。山に住むものとして最後のチャンスと考える。

そして、森づくりは地域づくり人づくりだという認識をしている。

この事業をしっかりと進めることにより、都市部に住む多くの納税者の期待にこたえたい。

(委員)

先日モデル事業地の見学をした。山奥を歩いたり崖を登ったり、大変勉強になった。そこで感じたことをまとめた。

間伐しても搬出できない或いは価値の低いC級品はそのまま伐り捨てて自然に帰すということも聞いたが、現地を見てどうしてこんな急な所にぎっしりと昔の人が植林したのか、元々そこにあった木を伐採して植林することにどんな意味があったのかと思った。現在の森林の姿が想像出来ない程目先の欲にとらわれていたのか。林業の政策だけではなく、木の生活・木造の家に対する考え方、私たちの生活そのものがどこかで道を間違えた様な気がする。

山林所有者の覚悟も町長さんから聞いたが、県も大変尊重し話を詰めて進め、そういう運びは当然だと思う。

私たち都市に住む納税者側の意向として話をする。私は名古屋在住で直接森林に関係はないが、森林の持つ多面的な機能は所有者や地元の人のものでなく多くの県民に等しく享受されるものと思う、名古屋市民がそれ相応の負担をするのは当然だと思う。山林所有者も適切な森林を管理する義務があることを意味していると思う。所有者の意向を気にするあまり森林と直接的な利害関係を持たない多くの納税者の善意を軽んじないで欲しい。

儲かりそうだから木を植えて、儲からないから木を捨てるというのは、間違っていると思う。森林は単なる経済的な存在だけではなく、多面的な機能には多面的な価値が付随していると思う、植林した以上、山から出して徹底的な有効利用を考えてください。そのために私は税金を払うつもりでいる。

森林管理は大変な労働だということを改めて思った。そしてそういう労働に従事する若い人がいなくなってきたということも問題点で、従事する人が正当な賃金を得られるように税金を使っただけであれば嬉しく思う。

助成でも補助でもなくて社会に必要な労働が市場に正当に評価されないならば、それを支えるのが私たち社会全体の義務だと思う。

来年には「COP10」が名古屋で開かれる。炭酸ガスの排出の増加の問題とか失業の増加が問題になっている。森林の管理がこうした問題の解決に真に貢献するような方策を実施していただきたいと思う。

現場へ行って、感じたことを申し上げた。

(事務局)

徹底的に「材を有効活用すべき」というご意見ですが、県としても出来る限り活用していただきたいと思っている。ただ、本当に奥地の方になると、搬出の経費が懸かってしまい、赤字を出してまでということはなかなか難しいが、できるだけ施業地を団地化することにより、作業道の開設等を進めていく中で、出来る限り有効に活用していただけるような方策を現地で指導してまいりたい。

(委員)

2点ほど申し上げたい。先日モデル事業地を拝見し、大変参考になった。

そのことを踏まえ、お願いをしたい。

モデル事業についての資料を見ながら説明いただいたが、もう少し詳細な資料に是非していただきたい。

例えば、測量調査費については、かなりのウエイトを占めてくる可能性があるし、その中でも一体どういうところに費用がかかるのかというところをきちんと押さえておきたい。多分境界の確定とか、現地の測量にウエイトがかかっていると思うが、もう少しそのような詳細がみえるようにしておいていただきたい。細かいことを申し上げるが、最終的にそのデータが将来生きてくるようにしたい。従って測量に手間をかけていただくのは結構だが、それがどういう風に記録され今後活用されていくデータになっていくのか、境界の確定についても大いに重要な部分である。また、設楽町の清崎の現場について間伐率が本数で4割と書いてある、一部3割のところもあったと説明があった。実際に現地をみて、4割という割には少ないのではないかと思っていた。現地で聞いてみたらやはり3割であった。従って、そういうところは誤解を招く可能性がある。私は、たまたま後で説明を受けたからいいが、そうでない人に誤解を招くのはまずいし、そのようなことを記録としてきちんと分かりやすく残っていれば、そのあとの事業にも参考になるデータとして生きてくる。そのために、データを詳細にみせていただきたい。

もう一つは、どのようにすれば効果が上がるか、これは大変難しい、やはり現地へ行って痛感した、営林するための経営上の施業ノウハウは一般化されたものがあるが、針広混交林に誘導するための施業のやり方は未だノウハウとして確立されていない、従って、その状況に合わせて適切な判断を下していくことが結果として良い混交林を造っていくことになる。そのあたりが拝見した限りでは難しい。具体的には旭町の小渡の現場であるが、ここは4割の間伐をモ

デルとして実施されたが、私の見た印象では4割どころではなくて6割・7割の本数の調整をして効果がやっとなる可能性が大変高い状況になっていた。4割に縛られることなく、「ここではもっと思い切って伐らなければ効果が出ないんだ」という風に、結果として良いものを導いていくための判断をどうやっていくのか。これは、まだまだ議論すべきかもしれないが、気になるところがあるので申し上げておく。

(委員長)

もう少し詳細なデータを添付して欲しいということ。針広混交林への誘導を目指しているということだが、それに対してどういう手当を考えてやっていられるのか、現場、現場によって違ってくるだろうということで、現場判断をどう考えていくのかについて、コメントをお願いします。

(事務局)

詳細な資料については、必要な部分を具体的に言っただけであれば出せる。

設楽町清崎のモデル事業地ですが間伐率40パーセントと出ていますが、3事業地に分かれており、一部の風の強く当たるところが30パーセントとなっている。一番、目に見えるところが30パーセントで、大多数の見えない部分が40パーセントのため誤解を与えたものと思う。

豊田市小渡の現場ですが、手入れのされていない林はこんなものかと林業技術者としてあらためてみた。委員の意見の様に6割7割を一度に沢山木を伐っってしまうのも、かえって森林を荒れさせてしまうこともあるので、あまり過激なことも出来ないと思っている。

針広混交林については、県の森林林業技術センターにおいて研究を進めている、今年度間伐を実施していく中でどういう植生の変化があるか調査をしていくことを考えている。

(委員)

詳細な資料を出していただくというのは、必要があれば出すという話ではなくて、将来的に使えるような形のパターンとしてお示しいただきたいということを、重ねてもう1回申し上げる。

小渡の件ですが、思い切って過激にやっても、あその場合残していく必要な人工林としての植栽木の価値は殆ど多分無いだろうから、仮にそれが一旦は荒れても、今度はその後の植生に期待ができるであろうという意味を込めて思い切ったことが可能であると思う。

(委員)

今後、全体計画なり何をゴールにするのかについて、現状のいろいろなデー

タがあつていくら金がかかるのか、どんなことをやらなければいけないのかということが今回のモデル事業を通して、その積み重ねがないといけない。

そういうことを思うと、各部の動きがよく分からない、県の環境部は環境政策として、愛知県の森林をどうとらえているのか、例えば県全体のゼロエミッションを目指す意味で言えば県の森林面積はこの位の吸収力があるとか、それに伴う林業としては最低限こういうことをやっていかなければならないとか、林業センターが調査をやってくれるのは非常に良いことだが、県全体が森林環境税だけの小さい枠組みでやっているのではなくて、各部局が総力なり各部署がやっているいろいろな業務との関係性が見えてくると分かりやすいのかなと思う。NPOとか、そういう市民参加の話もあったが、どうして市民参加があるのか、ただ「市民参加～市民参加」というから市民参加じゃなくて、これはコストの面から若しくは市民参加じゃないとやっていけない、といった必然性なりそういったロジックが裏付けとしてしていると思う。

もう少し全体像が見えないという気がしている。もう少し各部がこれに向けてこういう今回の事業計画に、見えないところでも色々連携していると思う、そういったものを見せていただいて、ゴールを目指してやっていく、全体像はこういうことを目指すということを全体的なビジョンなり、試案なりが欲しいと思う。

(委員長)

県の環境政策或いは森林政策或いは農政の政策と、この事業の関連位置付け、本来この委員会の中でそこまで議論するものなのか、もっと以前にきちんとしてスタートするべきものだったのか、というのもあるのかもしれないが、簡単に返事いただけるのであればお願いしたい。もし出来ないのであれば次回までに、もう少しその辺を整理したもので説明いただいても結構かと思う。

〈事務局〉

森林についてどうあるべきかですが、本県に人工林が13万2千ヘクタール程あり、その中で手入れが必要である、間伐をしなければならない面積が7万2千ヘクタールあり、今後これを15年間で手入れをしていこうというのが農林水産部の方針で、年間4,800ヘクタール間伐が必要であるという計画になっている。そのうち税制検討会議で検討いただいた当時は3,300ヘクタールから3,500ヘクタール程の実績であった。今現在4,000ヘクタール程やっているが、これを追加して1,500ヘクタールを新税でやることによりきちんと年間4,800ヘクタールを実施し、積み残しのないような手入れをしていこうという計画を持っている。

(委員)

今のことに関連して、もう一度確認をしたい。この新税の目的は、年間4,800ヘクタールの間伐と言われたが、既に国とか県の助成或いは豊田市が助成をして間伐をやっている、それらは基本的には、森林経営が非常に苦しいなかで、少しでも間伐が進んで健全な森林になるようにということで、ある意味では森林経営をバックアップしていく目的だと思う。今回の新税の目的は明確になっていて、環境保全機能の他、水源の涵養・災害の防止など、「危ない森をなくしましょう」ということが明確な目標だと思う。その辺のところをきちんと分けて考えていかないと、いろいろな議論が入り組んで考え方が分からなくなる。あくまでも大雨が降った、東海豪雨が来たら山が崩れた、下流域が非常に大きな災害を被るということを無くしましょうということで、広く県民から一律に500円を負担いただくというのは、まさにこの部分があるから500円を徴収することにコンセンサスが得られる。そういう価値観で考えていかないといけない、山の中ではもう既にやっている間伐との整合を考えながら苦勞をされていると聞いている。先ほどの委員の発言で何パーセントが正しいかという議論もあると思う、何が大事かということ、健全な森にするのには、丈夫で崩れないような森にするにはどうしたらいいか、ケースバイケースで一律に40パーセントとかではないと思う。丈夫な森にするにはどうするかという価値観、将来良い針広混交林の丈夫な健全な山にするために間伐する訳であり、そういう目的に対してやっていただきたい。

豊田市も行政が今年に向けて準備をしている。そういったところで色々聞いてきたが、公道から100メートルやりますとか、それから200メートルはやらなくて奥300メートル以降はやりますとか、色んな縛りがありますが、本当に危ないところがあれば、こういった縛りを無くしていただいて、危ない森を一刻も早く、やるべきところをやっていくのが一番の新税の目的だと思うので、ここら辺をもう一度見直しいただいて、現場、いろいろなところで業務が進むよう是非改善をしていただきたい。

(委員長)

これは、委員会の開催要綱の目的のところにも「公益的機能の維持増進」ということのためにときちんと謳ってあって、ただ、今までの補助金等でやられているものと、それから今回のものが一体となって、やっぱりその地域の森林が良くなっていくし、いろいろな機能が高まっていくんだらうという風に思いますので、なかなか分けて評価は難しい部分もあるだろうと思うし、基本的には今回のこの税は、そういうことで色々な機能を維持高めるということが大きな柱になっていることは間違いないと思う。

(委員)

まず、流域で施業を考えなければならないということが第1点、面積が小さ

すぎるといふことがある。全県から税金を納めてもらっているから、いろいろな地域でなければならぬといふことで、県の方も苦勞されていると思う。

ただやはり、森林の多方面の機能を今後データをとる場合にはスギ林の場合には、あまり良いデータが出ないと思われ心配している。

ある程度重点的なところを、モデル地区にされたらいいと思う。そういうことが可能かどうか検討していただきたい。

先程、委員の言われたデータの件ですが、本数或いは胸高直径も計られているのであれば直径階分布は直ぐパソコンで出ると思う。そういう風に見ると山がどういう状況であるか分かる、樹高は全部計られたのか、そういうことはないと思うが、胸高直径の場合は調査されているので、どういうものを伐ったのかということも分かる、或いは枯損木とかの存在、そういう実態がでてこないと山の状況は林業ベースでも分からない。

先程の過伐の問題、これは非常に重要で、沢山伐ったらいいということではないと思う、やはり40パーセントが良いということではなくて、本来の植生調査、毎木調査された中からどうすべきか、どれを伐っていくのか検討されないといけない。そのベースがあつて次に進む。

それと、こういう地区でせつかく実施されたモデル事業地は永久プロットという程でもないが、全域を再調査するのは難しいので、典型的なところを樹高が20メートル位なので20×20メートルとか25×20メートル位のプロットを設定されて、5年後、10年後、どうなっているか調査するとよいと思う。

県は継続的に動いているのだと思える。私は15年で終わるとは思わない、やはり30年、50年懸かって山は造っていかねばならないと思うので、そういうときにエビデンスというのは可笑しいが、そういう意味ではそこをとっていくんだというのが必要。失敗があつても当然と思う。それをフィードバックしながら次の計画に持つて行くことを、そういうプロットを考えていただきたい。

それと、これが一番重要だが、一度実施したところは事業ができないことになっているが、5年も経てばもう一度間伐しなければならない問題が出てくる。せいぜい10年位、そういうときに一度事業をしたからできないことであると、非常に硬直的な感じで、森林の育成から考えるとちょっと問題があるのではないかと思つている。

針広混交林ですが、針広混交はある程度誘導しなければならない時期だと思つている、人工林をそのまま維持管理していても手入れが出来ない、そのためにもある程度放置されているようなところで広葉樹が入ってきたところは如何に転換できるか、そういう地域がどれくらいあるのか、モデル地区をしっかりとつuckingしていただいて、プロットもつuckingしていただいて、試験場の方々にはお手間ですが、そういうデータを整理していただくことが必要である。

飯田市が環境都市に指定されて、ペレットのプラント化をやっている。うまくいくかどうかは分からないが、飯田市も頑張っている。ペレットは県の許可制である。県がペレット用の装備もかなり開発されてきている様子である。来年「COP10」もあり、そういう方向もある。これは私の感想でもある。

県が積極的にこういうデータを作っていって、インターネットとかでオープンにする体制がいると思う。

(委員長)

データを重ねていく、一回だけではなく継続的にデータを取り、今後の施業等に活かしていく姿勢が必要ではないかという意見だったと思う。これからは本格的に事業ということで、ある一定の面積を処理するということがあると思うが、合わせて伐った効果がどう出てくるか、調査地をつくって追跡してデータを重ねるといことも、必要ではないかという意見であった。先程の説明で一部下層植生をセンターの方で追跡調査という話もしたが、それと併せて、森林の方についても、検討いただくことは可能なのか。

(事務局)

モデル事業につきましては、新税で実施前に、税金を使った事業でなく、こういう事業を展開していく上でどういう課題が出てくるのかなどの整理と調整を行うために実施した。非常に場所的にも面積的にも少なかった。今後事業を実施していく中でデータを蓄積していき、今日の議題の3番目になると思うが、成果をどう整理していくのかということに話題が移っていくものと思う。

そういう中で、今回、森林林業技術センターで色々モニタリングを実施する中でやれる部分はやっていかなければならないし、また必要があれば項目を増やしていかなければならないと考えている。

(委員長)

よろしく願います。

まだ、今年も何回か委員会がありますので、そういうものがある程度事務局の方で整理できた段階でお示しいただいて、議論できればと思う。

(委員)

先週金曜日の自主勉強会に参加し、大変勉強になった。

現場を見るのは重要だということを再認識した。

今、平成20年度の事業の結果と設楽町の加藤町長の話をつき、2点質問がある。私は愛知県の豊田市に住んでいる、といっても街中におります。町内の90パーセントを森林が占める地域の方の話をつきするのは滅多にありません。そこで是非つきたいのですが、加藤町長の話をつきまして確かに新税の導入の必

要性は分かりました、森づくりは人づくり地域づくりという言葉もあったが、この平成21年度の事業の取り組みの中にも、里山保全アドバイザーというような仕組みで、今後は人づくりが行われるという事業計画がされている。これに対する期待感をまず伺いたいというのが1点。

もう1点は、税の公平・公正さを考えると選定地を決めるのは非常に難しい課題と思っている。先週金曜日には設楽町の清崎地内ということで、国道275号線沿いを見たが、所有者は4名の方と伺った。先程町長からも不在地主があったり、交渉には時間がかかるという話を伺ったところ。そして町長が森と緑づくりのための税制検討会議にも係わられた、ということで、こちらの報告書も拝読した。この事業は5年ということですが実際に清崎地内の選定にあたっての問題点や、この5年間の税制を運営していく中での課題を、もう既に感じているものと思う。ここについても是非話を伺えればと思う。

(加藤設楽町長)

まず、森づくりは人づくり地域づくりということに関して、我々4市町村で森づくり条例を制定するに当たり、住民の皆さんの意見、或いは議会の皆さんの意見を色々聞いていく中で、3～4年かけて愛知県の森林環境税のことを、県民の皆さんに分かるようにお知らせされてきたと思っているが、90パーセントを森林に囲まれている我々の地域においても、非常に森林に対して関心が低い、このため森の手入れを一生懸命やっとうというところを、呼びかけてもなかなか意識が高まっていけない状況である。ですから条例を制定して、その条例の中で、いろいろな方、森林地域に住んでいる人、そして流域の下流域の方々にもそれなりの「責務」と言うところとちょっときつい言葉かも知れませんが、とにかくみんな責任を持って森づくりをして行こう、森林はもう森林所有者のものではない、所有者から手が離れてしまうくらいに、もう関心がなくなっている。そのため、みんなの手で手入れをしていかないと公益的機能が発揮できない。そういうことで、色々関心を持ってもらうようにしながら、条例を満場一致で制定をしましたから、この条例に添って人づくり地域づくりが図られていかなければならないと思っている。

そこで、5年で果たして良いのかということですが、これはもう全然5年では話にならないと私は思っている、それでは10年、15年というスパンでこの制度が維持存続していけるのかということ、我々とは別の都市部の納税者が果たしてそれに応じてくれるのかどうかを考えたとき、最初の5年間をきちんと実施できないようなことがあれば、納税者にそっぽを向かれる。私は10年或いは15年くらい続けていただきたいと思っているが、最初の5年間が非常に大事な時期だと思うので、ここへまず集中したい。これは我々市町村だけでなく、県もまた森林組合も山林所有者に対して理解を得られるようにしなければならない。山林所有者が県や市町村や森林組合に対して「やりましょう、やっ

ていただけませんか」というのが本来だと思う。もうそこまで森林の現状は哀れな状態になっている。

(委員長)

20年度の事業の結果については、色々意見をいただいた。

これを踏まえて、今年度以降事業を展開することになるので、いくつか検討をお願いしたことについては、事務局の方で資料等整理され、今後の委員会の中で示していただき、さらに議論を深めたいと思うので、よろしく願います。

○議題2「平成21年度の取組について」

〈事務局から資料2により説明〉

(委員)

里山林整備では保安林(砂防指定地)は、原則除外ということが、前年度の資料の中にあった。

丘陵部の里山林の場合は、得てして保安林との重複が非常に多いが、どちらかというところ、治山(砂防)事業で里山林の林相改良等の整備がこれまで進んでいない。

私が知らないだけかもしれないが、あまり見たことがない。

こういう状況の中で、果たして、保安林を原則除外することが適切であるかという点について聞きたい。

(事務局)

これは、今日配布の参考資料編の28頁にあるが、身近な里山林整備事業実施要領のところ、対象とする森林等のところに、保安林及び人工林以外で人の手が入らず放置されている、活用されていない森林ということで、保安林が外されているところをご指摘いただいたと思うが、保安林につきましては治山事業で整備等を取り組みたい。生活環境保全林整備事業等色々な事業があるので、こちらの方を活用していけたらと考えている。

しかし、全くだめだ、では無く、一体として整備することにより、事業効果が得られる場合は含めてもよいという要領にしている。

既存の事業でやれるところは既存の事業で行うという議論の中で、対象から保安林をはずしたということです。

(委員)

生活環境保全事業等の事業実施がどれぐらいカバーできるのかというのが極めて不安なので質問させていただいた。

(委員)

3点ほど質問がある。

一つは、木の香る事業の中で、今回、人工林を伐り出した間伐材はどれぐらい使われるのか。

先ほどの話と繋がるのだが、間伐をしてそれを利用するという道筋が無い限り伐りっぱなしになってしまう。全体としての仕組みができあがっていないわけですが、少しそこにお金がかかったとしても、木の香る事業を使われる人はその間伐材を積極的に利用するという条件で行うとか、促進できる仕組みを作っていたらとよい。例えば、教育委員会とかも幼稚園の積み木でもこういう物をつくることは、積極的にやられると思いますので、そういった事を条件に入れていながら、積極的な仕組みづくりのための道筋をつくっていただければと思う。

2つ目が、身近な緑づくりということで、私は名古屋市に住んでおまして、都市部では小規模ミニ開発が重要な緑地を無くしているということがあるので、こういったところを購入できるというのは非常にありがたいことだと思う。

3つ目ですが、環境学習のところで、実は、昨日、里山林に入って木を伐採した跡地をみたら私でも飛び越えることができた細く浅い谷が、いっきに深く掘られていて、とても飛び越えることができない状態になっていた。湧きだした水で土が掘られていた。里山でそういうことが起こるんだということと思うと、これから里山をどう管理するのかという、調査であったり研究についても、お金を少し落としてももらえる仕組みがあるとうまく里山を管理していくノウハウが蓄積されていくのではないかと思うので、そういったことも踏まえて、項目の中に含めてもらえるとありがたいと思った。

(事務局)

木の香る学校づくりですが、ここで使われる木製の机や椅子の木材は、愛知県産材という指定をしている。

伐り出された材が、そのままそこで見えればよいのですが、伐り出された木はそれぞれの市場に出され、追跡も大変になってくる。愛知県では現在、木材は年間9万立方メートルぐらい生産されているが、昔は、皆伐でほとんど生産されて20万立方メートルなんて時期もあった。今はほとんど皆伐はなくて、ほとんど間伐で出された材ということで理解いただければと思う。このように今生産されている愛知県産材というのは、ほとんど間伐材であるというふうにご理解いただければと思う。

(事務局)

委員ご指摘のように、今回、制度設計をするにあたって、比較的大規模な緑地については公園事業とか、あるいは都市緑地保全法の世界で手当できるが、

小規模なものについては補助制度が無かったということで、今回創設させていただいた。この事業を積極的に市町村に活用していただきたいが、残念ながら急激な市町村の財政悪化の問題もあり、この事業に限っては財産が市の財産になるということで、補助率は3分の1になっている。そういったこともあって、今年度については残念ながら用地買収の案件は上がらずに、緑地整備の要望だけですが、今後、市町村に活用を引き続き呼びかけたいと考えている。

(事務局)

委員のイメージされている工種は、今私どもがイメージしているものではない。ただ、この事業は、自発的な森と緑の環境保全活動、環境学習ということであるので、ハード事業のようにがちがちに固めているものではないので、全体のニーズなり目的に即してそれを推進できるような施策であれば、それに対応していくことはやぶさかではない。

ただ、1件あたりの上限が決まっているので、そういった制度的な枠組みの中で対応できるかということは検討する必要があると思っており、柔軟に対応していきたいと考えている。

(委員)

都市緑化の推進の緑の街並みの推進のことに質問したい。

説明の中で、民有地の敷地または屋上とか壁面の緑化の推進については、それぞれ、名古屋市のような条例をもっているところでないにだめだというようなことをお聞きしたのですが、まず、仕組みとして、自治体がそういった条例をもっていないとだめかどうか確認させて下さい。

(事務局)

補助制度をもっていないといけないという説明をしたつもりで、特に条例が無くても大丈夫です。

(委員)

ということは、名古屋市は補助制度がありますね。

(事務局)

小規模なものについて、屋上緑化あるいは生け垣助成についてお持ちで、それから、若干大きめのものに関しては、別途国の関係機関からの補助を通じて補助制度を持ってみえる。

(委員)

ですから、補助制度があるところについて、また、県の方が助成していくと

ということなのでしょうか。

(事務局)

いえ、そうではなく、この制度自体が民間への助成で、市が民間に助成するのに対して、県が助成するということになっており、新しく市町村がこの補助金を受け入れるために補助制度を設ければ、県から助成できるというものです。

名古屋市の場合、調整しまして、既存の助成制度には無い部分を県のあいち森と緑づくり事業を使って、助成するという制度を新たに作るということです。

(委員)

そうしますと、それぞれの市町村が制度を受け入れるような助成制度をつくらない限り、個人等は助成を受けられないということか。

(事務局)

そうです。

(委員)

そうすると、県の方から市町村に対して積極的に働きかけをいただいて、それぞれが助成制度を作ってもらえるように活動しない限り、県民などが助成を受けることができないということでしょうか。

(事務局)

当然のことながら、市町村には、市町村の持ち出しがない事業であること、ただ、民間事業者に対してはかかる費用の2分の1が上限ですが、市町村にとっては市の持ち出しが無いので、是非、補助制度をつくってくれという説明をしている。

それから、事業者の方にも集まりいただいて、説明をしており、県からいつでもだめなもの、事業者のほうから市の方に呼びかけて下さいというようなお願いもしている。

(委員)

今年度の事業の中には書かれてないが、人工林についてですが、どこをどういうふうにするべきかということ、その計画性をつくっていくための仕組みづくりというのは、今年度の事業を進める中で、是非、並行してその組み立てを進めていただきたい。

それから、環境部の事業で、助成事業の募集をしておられると思うが、その応募状況はどんな状況ですか。

(事務局)

全部で7種類事業があり、太陽・自然の恵み学習事業といういわゆる昨年度モデル事業で実施した緑のカーテンについては時期的にゴールデンウィーク前後に苗を植えたりということがあるので、公募の時期を4月16日までとしており、応募は12件あった。そのうち、11件を採択している。この11件については、交付金の申請書を出していただいている途中で、最終的な交付決定まではもう少し時間がかかると思う。

それ以外は今週の金曜日までが募集期間で、現在、各県事務所を通じて企画提案が出されている途中で、件数については承知していない。

(委員)

なぜこのようなことを申し上げたかということ、なかなか応募が少ないというようなことを風の便りで聞いており、何かやらないかという誘いもある。

皆さんがうまくこの事業にのっていけない理由として、人件費が認められないところが、大変やりづらいという噂を聞いている。ある程度事業として展開してきている団体ですと、また新たに事業を展開しようとするとう結局、人手をかけてつくっていくことになるが、その部分が捻出できなくなかなか新規の取り組みができないというところで大変苦しい状況が発生しているという認識を頭に置いていただきたい。

(事務局)

人工林をどういうふうにしていったらという計画、仕組みづくりについて話をいただいた。

話は以前よりいただいていることは承知しており、流域林業活性化センターの中で、計画づくり部門もつくったらどうかといった具体的な話もいただいたこともある。4月1日施行された新城市、設楽町など4市町村が共同で提案された森づくり基本条例は、豊田市の森づくりの条例を準じてつくっていただいております、いよいよ豊川流域でも取り組みを始めていただくことになると思うが、既に先行されている豊田市の取り組みは本当にすばらしく、各大字単位で森づくり会議を立ち上げて、地域の発案としてあげていくという取り組みで、非常に感心している。

こういった取り組みに向けていよいよ豊川流域でも条例が整備され、仕組みがつくられ、森づくり会議を立ち上げていくという話の中で、まさに、こういった計画をつくっていく仕組みづくりが、市町村の中で、大字単位からつくられていく取り組みなのだということで期待している。

市町村においては、私どもから計画の立案、測量調査等にあたりましても、今まではご協力いただくだけでしたが、今年は、このあいち森と緑づくり事業で市町村にもきちんと委託料を払っていくことができ、まわりまわってそうい

うところで使われればと思っている。そういうことで、うまく仕組みづくりができればと考えておりますが、計画制度の話は、別の機会では是非議論をさせていただきたいと思う。

(委員長)

今年度がはじめていうことで、スタート時点でまだ試行錯誤の部分が多々あるかと思うが、今年度、これで応募をいただいて、あるいは現場で事業がスタートしていく中でいろいろな問題が起きてくると思うが、是非、そういう問題を整理して、次回以降の委員会に報告いただき、よりいいものに変えていくという努力を積み重ねていきたいと思っている。是非、そういうデータ等を出していただきたいと思う。

○議題3 「評価手法の検討について」
〈事務局から資料3により説明〉

(委員)

箇所数や面積は評価項目ではなく実績であり、事業への参加者の意見、評価をアンケート等により聞き、それを次年度以降に活かすべき。もう一つは第3者が改善のために評価するものだと思う。

(事務局)

指摘のように毎年評価して、次年度以降に活かすことも必要と思う。各県もそうだが、5年後に本事業の継続の可否を判断していく必要がある、そのためには、どのように評価をしていくかを検討するためのたたき台として提示したものである。

(委員)

里山林関係事業について伺う。中部大学のモデル事業地に立派な看板が設置してあった。看板の波及効果は大きいと思う。市民が関わるためにもそのフィールドを市民が知ることは大切で、告知、表示、サイン的なものを目標値として掲げておいてほしい。それによって、県民の理解、意識の高まり等の効果がわかる。

また、里山林の場合は、その活用方法により整備の方法は多様であり、同一手法で評価することは難しいため、フィールド毎に具体の目標値を定めておいた方がよい。里山林では特に生物多様性保全、創出は大きな評価軸になると思う。生物多様性の達成度をモニタリングすることを入れておいてほしい。

新税を県民の方に理解をしていただくという点で、里山林は奥地の人工林に比べてはるかに市民の目に触れやすいところであるので、成果が見えるように

してほしい。奥地人工林にしても里山林にしても現在県でどの程度進んでいるのか、進捗状況をグラフィカルに見える形に都市内で表示してほしい。

(委員)

森林整備技術者養成事業の評価については、研修を受けた人の就業者数及び、講座のカリキュラムが事業目的に合致しているかどうかを評価項目に加えるべきではないか。

また、森林整備従業者にはボランティアも含めるのか。

さらに、里山林及び都市緑化推進事業は面積よりも質を評価すべき。短期的なものではなく、長期的な目標値を決めて評価をすべき。

(事務局)

森林整備技術者養成事業は、非常に危険な仕事であり、就業者いわゆるプロの技能向上を目指している。既に森林整備の事業体に属している人を対象としており、ボランティアではない。カリキュラム等も見直していくこともあると考えている。

また、質の評価というのはたいへん難しいと思っている。生物多様性等の話もあり、調べるところは調べるし、ボランティアに協力いただくことも当然出てくるのではないかとと思っている。費用対効果の手法も使えるのではないかと考えている。

(委員)

質の向上は都市緑化推進事業の方に入れてほしい。費用対効果分析には、生き物という視点がない。今回新しくやっていく訳であるので、生き物たちのいい環境作りという視点をいれて良いものにしてほしい。

(委員)

毎年できる項目と、少し時間がたたないと出来ないものがある。例えば、人工林整備については、翌年に評価できるものではない。10年とかのスパンが必要。面積でなく他の面での評価をもう少し考えてほしい。また、長期的な戦略も練ってほしい、継続性も考えてほしい。実績は積み重ねることが出来る。マイナスの意見が出てもそれは改善すればよい。もう少し長期スパンでの評価を考えても良いと思う。里山でも同様と思う。

(委員長)

毎年の実績は重ねられるが、公益的機能は科学的に評価することはとても難しい。現在の知識、技術でわかる範囲でやることになる。事業がメインであり、研究プロジェクトではないため、私たちにできる範囲で、県民の方に説明でき

るのはどこまでかというのを評価の中で検討していくことになる。是非いいアイデアを各委員から出してほしい。今回で終わりではないので、次回に意見をいただければと思っている。

(委員)

いろいろな要素がばらばらに入っているの、これを整理することでわかりやすくなると思う。例えば、「県民の理解」は全体に係るものである。考え方の整理をしてほしい。

我々も評価の手法を考える必要があるが、県民がどこまで理解して、評価しているか。ということをしつかりと情報整理をしていかなければならない。全体に関わることと、プロットを設定し、モニタリングして科学的な追跡も必要。

公道沿いの県民に見えるところの事業の理解度をどのように高めるかの工夫を評価につなげていくことも重要。

また、森林整備などについては、本事業でやらないところ、つまり林業経営をやっていくところも見ていくスタンスも必要。

(委員)

本来は事業計画づくりと評価は一体である。いろいろな軸の事業があり、森林環境税という狭い範囲ではなく、林務行政の中でどうか。環境行政の中でどうか、公園行政の中でどうかという、全庁的な愛知県全体の取組として森林環境税をとらえてほしい。

(委員)

県民の理解や意識を数値化するのは大変難しいと思っている。先日の自主勉強会の時に、自動車税の納入通知書の封筒の裏側にこの税のことが記載されていることを聞いたが、私は気づいていなかった。まわりもそうだった。不況下の増税であるからこそ、今が十分PRに努める時期であると思う。林務関係の部所の方々が本当に頑張っていることを私はつくづく感じているが、スタート地点だからこそPRに頑張してほしい。封筒に記載するだけでなく、1枚のチラシが入っていたら、もっと多くのPRにつながったと思っている。PRにお金をかけるのは、まず最初が重要と思う。これも評価手法に加えるべきと考える。

(委員長)

今、たくさん意見をいただいたが、委員の皆さんにおかれても、愛知県にふさわしい、優れた評価手法をご提案いただくことを願います。

これを持ちまして、委員会を閉じさせていただく。